

■市民の皆様からいただいた「市長への手紙」に対する、回答の内容をまとめました。

○対象となった市長への手紙 : 6件 (ただし、匿名等で回答していない市長への手紙は除く。)
 うち回答済みの件数 : 6件
 うち回答作成中の件数 : 0件
 ○対象とならなかった市長への手紙 : 30件 (匿名、回答不要、市政に直接関係のない内容のもの。)

■回答したもの (受付年月平成30年12月分)

※回答済みのもののうち、1件は個人情報に関する趣旨となっており、下記に内容を掲載しておりませんので御了承下さい。

対応状況凡例 : ○=手紙の内容に応じて対応済
 △=手紙の内容を検討中
 ×=手紙の内容に対応できない

NO.	種別	件名	要旨	対応		所管課
				内容	状況	
1	メール	小学校の通学について	<p>市長、今〇〇小学校の生徒さん達は朝の学校6時半に家を出発するのは知っていますか？ 親が負担になってます。 不審者が出た時もある、猪や獣類も実際にでます。 子供が少ない今、昔みたいに健康に歩けば良いって問題でもありません。 小学校が合併するようですが何年もかかるでは遅すぎます。 通学方法について何とかありませんか？ 例えばバス通学とか？ 何かあったでは遅すぎます。</p>	<p>国では公立小学校の通学距離をおおむね4km以内と定めており、島田市はこの基準をもとにスクールバス運行、コミュニティバス・鉄道・路線バス利用助成等の遠距離対策事業を行っています。 さて、〇〇小学校において、現在のところ、4km以上離れた場所にお住まいで、市の遠距離対策事業の対象となっている御家庭はありません。しかし、登校時刻(午前8時)より1時間30分も早い、午前6時30分に出発していることについては、改善が必要であると考えます。 つきましては、〇〇小学校区内の登校班について調査を行い、早い集合時刻の登校班には、出発時間を配慮するように学校から伝えさせていただきます。 また、自己負担にはなりますがコミュニティバスによる登下校についても、実態を把握し、必要に応じて許可をするよう小学校に促していきます。</p>	○	学校教育課 36-7955
2	メール	今後の島田市	<p>自分が何をできるのかと考えた時に、大好きな島田市に恩返しできればと思っています。 最近防災訓練が実施されましたが、毎回同じ訓練で、参加者の中には、災害時役に立つだろうかと言う声も聞こえます。災害時に大切なのは、近所とのコミュニティが命を救えることができると思います。コミュニティの崩壊に近い昨今コミュニティの確立が防災の最大の特効薬とも言えます。現</p>	<p>〇〇様の御意見のとおり、災害時に最も重要なのは地域のコミュニティーです。過去の災害においても、生死を分けた大きな要因が地域コミュニティーの力です。 市では、地域の中で災害時に手助けが必要な方への対策として、御本人の同意を得た上で、自主防災会に事前に対象者の名簿を提供し、平時からの声掛けや避難時の支援をお願いしているところです。合わ</p>	○	危機管理課 36-7143

			<p>在近所に誰が住んでいて寝たきりになってる等の情報をつかむことで命を助けることができます。今後もこのような形で意見させていただきます。より良い島田市に</p>	<p>せて、自力避難が不可能かつ家族の支援が得られない方に対しては、自主防災会に避難支援に関する「個別計画」を作成していただき、地域の民生委員・児童委員と連携して早期避難や安否確認ができるような体制を整えております。</p> <p>さらに、「個別計画」が無くとも災害時に地域コミュニティの力を発揮し易くするために、地区防災マップの作成、世帯（住民）台帳の整備、各家庭までの連絡網の整備の補助や支援を行なっております。また、回覧板の手渡しや地域住民の防災訓練を含めた地区行事への参加を促すことを奨励しています。地区の班（組）単位でのコミュニティをしっかりと作っていくことがポイントであると考えています。</p> <p>現在市で行われている防災訓練は、過去の関東大震災や東南海地震の教訓を活かすことを目的とし、防災の日や地域防災の日を設け、市民の皆様の防災意識の向上などのために、国民運動や県民運動の一環として年2回行っております。</p> <p>地域の防災訓練の実施日、訓練内容等は、自主防災組織ごとに決めていただいておりますが、より实际的・効果的な訓練となるよう、訓練の手引書を各自主防災会に配布し危機管理課職員が直接訓練を支援する取組も行っております。</p>		
3	メール	<p>私道の固定資産税について</p>	<p>私道を使用している住宅が5件あれば固定資産税がかからないと聞きました。</p> <p>行き止まりの私道があり、3件の家で共同で所有していますが、5件の家がこの道路に面しており、5件の家がこの道路を主に使っています。</p> <p>私道の契約書にも、所有していない2件の家もこの道路に面しているため通行を認めるということが記載されています。</p> <p>固定資産税の関係で、通行が認められている所有件を持たない2件の家はこの私道に面していて実際に使用しているにも関わらず、市道に面しているという理由で固定資産税の免除対象の5件以上の私道利用に該当しないということに納得できません。</p> <p>市道に面しているからダメという考えは、現在実際に私道を使っているのにおかしいと思います。</p>	<p>土地の固定資産評価につきましては、地方税法に基づき定められている固定資産評価基準及びこの評価基準を基に更にその運用の方法等について、本市として「固定資産税評価取扱要領（土地編）（以下「取扱要領」と言う。）」を定め、土地の固定資産の評価をしています。</p> <p>さて、私道の固定資産税については、取扱要領により、公共の用に供する道路として非課税とする要件として、①一般的利用に関して何らの制約を受けていない私道で、一の公道から他の公道に連絡し、広く不特定多数人の用に供される性格を有する道路、②建築基準法上の道路位置の指定を受けている道路、③5区画以上の宅地（その道路を利用しなければ進入できない宅地）で使用されている私道、のいずれかに該当する場合としています。</p> <p>今回お問合せいただきました私道につきまして</p>	×	<p>課税課 36-7141</p>

			<p>は、行き止まり道路で道路位置の指定を受けていないことから、取扱要領の公共の用に供する道路として非課税とする要件の①又は②に該当しないため、③の要件に該当するか否かで、公共の用に供する道路として非課税とするかどうか判断しています。</p> <p>〇〇様からは、市道にも面する2区画については、契約書に当該私道を所有していないものの当該私道の通行が認められている旨の記載があり、実際に当該私道を利用していることから、当該私道は5区画以上の利用であり、非課税にならないのは納得できないとの御意見であります。</p> <p>しかしながら、取扱要領において、上述のとおり公共の用に供する道路として非課税とする要件については、公共的な利用かどうかの判断基準を定めているものであります。取扱要領の①は誰でも通り抜けが可能な道路であること、②は建築基準法上、建築可能な道路として指定されていて通行が制限されていない道路であること、により公共的に利用されている道路と判断しています。</p> <p>③については、土地の利用状況にはそれぞれ違いがあることから、取扱要領により公共の用に供する道路であるか否かの客観的な判断基準として一定の基準を定めているもので、その道路を利用しなければ進入できない宅地が5区画以上で使用されている私道について、公共的に利用されている道路と判断しています。</p> <p>つまり、当該私道を利用しなければ進入できない宅地が5区画以上かどうかで判断していることから、今回お問合せいただいた〇〇の私道を利用しなければ進入できない宅地は、市道から進入できる2区画を除いた3区画となるため、取扱要領の公共の用に供する道路の要件には当てはまらないこととなります。</p> <p>よって、〇〇の私道は、取扱要領による公共の用に供する道路として非課税となる要件に該当しないため、「課税道路」としての評価としています。</p> <p>このように土地の固定資産の評価に当たりましては、一定の基準を定めた上で評価していることを何とぞ御理解願います。</p>		
--	--	--	--	--	--

				<p>なお、御質問や御不明な点などございましたら、固定資産税所管の課税課資産税担当（電話：36-7141）まで御連絡願います。</p>		
4	メール	案内の正確な電話転送先判断及び職員へのホームページ変更の周知をお願いします	<p>図書館の本を検索するのに役所のホームページのリンク先を利用している 今回そこを開くと変更していてリンク先がどこにあるかわからない 載っている場所を伺うために役所へ電話し確かめることにした 「役所ホームページの図書館のリンクはどこに載っているか」と 案内はなぜか図書館へ回すという しばらく待って出た女性が図書館のリンクをクリックすればよいといった そこがわからないというと 男性に代わったその人は「簡単な方法は役所の HP から入るのが良い」といった HP のどこに載っているかわからないと何度も同じ事を繰り返す私 それでは HP を開きますから少しお待ちくださいと男性 その後うーんとか何度も言っている そのうちに「一番簡単な方法はですね しばらくお待ちください」 しびれを切らした私は HP を作っているのはどこかと聞く 広報情報課だという 初めからそこに回してくれればよかった そこに電話して 問題は解決したが 一言付けくわえた 「図書館の職員が役所 HP の図書館のリンクを知らなかったです」と</p>	<p>○〇様には、職員の不適切な対応により、大変不快な思いをされたことに深くお詫び申し上げます。 電話案内担当者には、お問い合わせいただいた内容等を正確に理解したうえで、担当職員へ転送するように徹底することを指示いたしました。なお、電話案内担当で担当部署等を判断しかねる場合などにつきましては、その旨を説明し、ご了承いただいたうえで転送するようにいたします。 また、職員が市ホームページの内容や操作方法を把握しているのは当然のことですので、今回のような不手際が再発しないよう、研修会などにより改めて徹底を図ってまいります。</p>	○	広報情報課 36-7355
5	手紙	蓬莱橋橋脚損傷に伴う通行止めの件	<p>・子供の頃から大井川に大雨が出ると蓬莱橋の橋脚が流され、初倉の牧之原に茶摘に行きかう人は不便をしいられたようです。 平成の時代になっても、あいかわらず、大井川の大水が出ると橋脚が流されるのは、なぜなのか？行政の怠慢か、技術力がないのか、よくわからない。 ・只一つ言えることは、橋は利用できてこそ、その</p>	<p>蓬莱橋は、御存知のとおり、牧之原開墾に伴い明治12年に架橋され、140年近くの歴史を有している木橋で、現在は、関係茶農家108戸により設立した蓬莱橋土地改良区が所有管理しております。 渡橋料徴収や日常の維持管理業務は、この土地改良区が実施しておりますが、今回の災害復旧など大規模な工事につきましては、市が国や県の補助金を</p>	○	農林課 36-7170

役割を果たすのであって、十年一日何も良い方向にいかずに利用する人、観光する人がガッカリして帰ることのないやり方はないのかと思う。世界一長い893mの(私的には893m(やくざ)橋ではないか、人を困らせてばかりいるヤクザと同じである)木造橋の構造上の問題を何とか知恵を出して後世に残す努力が見られないのは元市民として、観光にせっかく来て橋も渡れず帰られる身になってみれば、やる気を出して復旧してもらいたいと願うのは私一人ではないはずです。

12月に東京の八王子から団体で来た観光客がいました(バスツアー)。橋が渡れないとガッカリした様子を見た。

・意見があります。

大井川の本流になるあたりが大雨による大水で上流から流れ出る流木が脚にかかり耐えかねてコンクリート柱さえ耐え切れなくなるのはなぜか？

全国の橋で江戸時代頃建造された橋にヒントはないか。私は京都にバス旅で出かけた折に渡月橋を見ました。二つのことに気づいた

- ①脚の上流側にすじかいの補強をしてある。
- ②さらに上流に落差をつけて水勢を弱めているのではないか

図書館で調べてみましたら「日本の橋」の本に参考とすべき写真がありました。

橋がギネスに載ったことにより改修できないうとしたら利用する人達、観光に来られた人達を失望させていいものか。

行政は市民に役に立つ所だから「市役所」と言われていると私は思います(ギネスの為の橋ではない)橋を利用できない損害額を積算したことはありますか。

利用料金、観光客をがっかりさせる風評被害、映画、テレビロケによる全国発信力、ブランド代

・あと一点は蓬莱橋の利用料金があります。

大人一人100円とのことですが橋がまともに渡れないのに100円とは何ごとか、橋の途中までしか行けないなら半額にし子供は無料にすべきと私は思います(橋は渡ることができてこそその料金)

受けながら、改良区とともに実施しております。

市では、平成16年度から河川管理者(国)の許可の範囲で橋脚の強度を上げる工事を実施しましたが、蓬莱橋は、近代的な構造の橋と比較して橋脚が細い上に本数が多く橋脚の間隔が狭いため、流木の巻き付きに伴う破損が多いのは構造上やむを得ないと考えております。

さらに、近年の地球環境の変化により大雨や強風が激甚化しており、大井川上流からの流木が増えている中で、今回の場合は、台風による降雨の水圧に加え、大量の流木が橋脚に巻き付いて水圧が増し、強風や流木の衝突により橋脚が折れたものと推測しております。

市としましても、以前から、〇〇様から御提案いただいたような橋脚を保護強化する構造物などの設置許可を、国に対して要望しているのですが、市民の生命と財産を守る観点から、河川の流水を妨げる構造物は、河川の洪水や氾濫を発生させる原因になる恐れがあるため、国は現状を変える行為は認めない方針であり、許可を受けられない状況にあります。

今回の復旧工事は、国の指導のもと、災害復旧の予算措置手続を進めており、本年1月に着工して4月完成を予定しております。一刻も早い復旧が望まれていることは重々承知いたしておりますが、川の水量が減少した時期に、川の流れを変え、工事車両仮設道路を整備し、橋脚の撤去及び設置を行う工程から、このような工期となってしまうことを、御理解いただきたいと存じます。

また、渡橋料についてですが、現在は対岸まで渡れないため、通常料金では、不満を感じている方もおられるとは存じますが、通常の維持修繕や災害復旧及び橋脚に巻き付いた流木の除去などに多額の費用がかかり、歴史的農業資産として今後も蓬莱橋を末永く保存していくために、皆様からの渡橋料をいただいで賄わせていただきたく、何とぞ、御理解いただきますようお願いいたします。

また、蓬莱橋及び周辺の観光PRにつきまして、御意見をいただき、誠にありがとうございます。現在、大井川左岸側において、茶屋や駐車場等の整備を行っ

		<ul style="list-style-type: none">・蓬萊橋を映画、TVでロケーションに使ったケースを現地に表示することで発信していく手段・もっと牧之原開拓のPR、写真、ビデオ、幕末の偉人伝、勝海舟、中条景昭、他の紹介、書籍など・大井川の変遷、土地の隆起(500万年前)、遺物、右岸と左岸のPRの仕方、特に右岸側、整備に力を入れた方が良いでしょう。・茶園に関して、茶産業(川崎機工、落合刃物)、金谷のお茶の郷ミュージアム、県茶業試験場 富士山静岡空港等のお茶に関わるあらゆるものの中から選択して効果(相乗)を上げ、島田市の文化歴史産業をPR出来る場所として蓬萊橋を考える必要を感じます。蓬萊バンドで頑張っている人達もいます。・最後に勝海舟の像を建立して頂いたことに感謝します。私は司馬遼太郎さんの「竜馬がゆく」を中学生の時に新聞で読み感動しました。海舟の存在がなければ竜馬は英雄になれなかったかもしれないと思います。	<p>ておりますが、完了後は、右岸側も引き続き整備していく計画であり、富士山静岡空港なども含めた周遊観光ルートの確立にも取り組んでまいります。</p>		
--	--	--	---	--	--